

再生利用事業登録証明書

令和4年12月13日

広島県廿日市市浅原甲962-2

広島堆肥プラント株式会社
代表取締役 植村 浩太郎

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第11条第1項の登録を受けた事業場であることを証する。

中国四国農政局長 山本 徹 弥



中国四国地方環境事務所長 上田 健 二



登録番号	34-6-3	登録年月日	令和4年12月13日
登録の有効期限	令和9年12月13日		
再生利用事業の内容	肥料化事業		
再生利用事業を行う事業場の所在地	広島県廿日市市浅原甲962-2		
再生利用事業を行う事業場の名称	広島堆肥プラント株式会社 佐伯工場		